

## 第1 はじめに

本件は、沖縄県知事が行った公有水面埋立承認取消処分について、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対し、その取消しを求めて審査請求をなし、これに対して国土交通大臣が行った本件承認取消処分を取消すとの裁決の取消しを求める訴えである。

原審は、本件訴訟は法律上の争訟性を欠く等として、本件訴訟を却下したため、本弁論要旨においては、本件訴訟の適法性について述べる。

## 第2 平成14年最高裁判決の射程外であること

### 1 判決の拘束力は結論命題にのみ及び、本件訴訟に妥当しないこと

原判決は、平成14年最高裁判決の射程範囲を、「法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とした訴訟について、法律上の争訟に該当しない」として、本件訴訟の法律上の争訟性を否定した。

しかし、平成14年最高裁判決と本件訴訟は、被告が「国民」ではない、「行政上の義務の履行を求める訴訟」ではない、平成8年最高裁判決が法律上の争訟性を認めている公物管理権に基づく訴えでもあり、「専ら行政権の主体として」提起した訴えではない、という3点で、平成14年最高裁判決の結論命題の要素を充たさないため、射程外であることは明らかである。

この点、原判決は、例えば公物管理権に基づく訴えについて、控訴人が引用した平成8年最高裁判決について、原告である市が財産管理権を有していたことに着目して法律上の争訟性を認めたものであるとして本件と区別しているが、同判決においては、市の所有権も占有権もいずれも認定されていない上、市道であることの確認の訴えは、確認により所有権や占有権が救済される関係にはないから、単純に公物管理権の保護

救済を求める訴えとしか整理できない。さらに言えば、本件において控訴人は財産管理をも行っているから、原判決の判断には根拠がない。

本件が、伝統的な法律上の争訟の定式に合致することは明らかであるし、平成 14 年最高裁判決の射程外であることも明らかである。

## 2 平成 14 年最高裁判決を拡張して解釈すべきでないこと

また、例えば、昭和 37 年最高裁判決のように、地方公共団体が私的権利利益の保護救済を求めているにもかかわらず、その適法性を認めた裁判例が存在する。

同判決は、私人に対してなされた試掘権設定許可に対して、小倉市が許可の取消しを求めて土地調整員会の裁定を求め、さらに、土地調整員会の裁定の取消しを求めた訴えについて、法律上の争訟性が認められることを前提にしている。

この事件で、小倉市が保護を求めていた利益は、周辺住民の水源に関する利益で、私的権利利益ではない。

この点、原判決は、土地調整員会設置法に基づく訴えを、裁判所法 3 条の、特に法律により認められた権限と解しているが、法文の文言からも、立法の経緯からも、このように解する根拠はどこにもない。

昭和 49 年最高裁判決や、平成 21 年最高裁判決、令和 2 年最高裁判決に照らしても、平成 14 年最高裁判決の背景にある一般理論のようなものを想定し、結論命題以上に拡張的に理解するのは誤りである。

## 第 3 原告適格が認められること

原判決は、法律上の争訟性が否定されるのと同様の理由で原告適格も否定されるとしている。

しかし、上記の昭和 37 年最高裁判決における土地調整委員会設置法に

基づく訴えは、現行行訴法では裁決の取消しの訴えに分類され、行訴法 9 条により原告適格が判定されるどころ、行訴法 9 条は、昭和 37 年最高裁判決において小倉市が主張していたような利益の保護を求める場合にも原告適格が肯定されるものとして立法されている。

そもそも、抗告訴訟の訴訟物は、民事訴訟と異なり、原告の権利ではないところ、例えば、情報公開請求に対する不開示決定の取消訴訟や、処分の法効果が及ばない第三者が提起する抗告訴訟の場面を考えると、取消訴訟の原告適格は、原告の私的権利利益の救済を求める場合に限って認められているわけではないことは明らかである。

本件では、裁決により、処分の効果が覆滅し、控訴人の公法上の法的地位が変動させられるところ、これにより、控訴人の自治権、あるいは公物管理権に対する侵害が生じるため、控訴人は、裁決の準名宛人として、原告適格が認められる。

#### 第 4 結語

以上、本件訴訟が対象とする紛争は、伝統的な法律上の争訟の定式に合致し、法律上の争訟性が認められることは明らかである。

平成 14 年最高裁判決とは事案が異なり、その射程が本件に及ぶものとは解されないし、平成 14 年最高裁判決の直接の射程を超えて、その背景にある一般理論のようなものを想定して当てはめることも誤りである。

行訴法 9 条の原告適格は、私的権利利益の救済を求める場合に限って認められるとの解釈に根拠はなく、本件においては原告適格も認められる。

付け加えると、国が審査請求し、国が裁決する形をとりさえすれば、是正の指示や代執行ですら必要とされる司法審査を回避できるということになれば、地方自治の本旨にもとることは明らかである。

裁判所法も行訴法も憲法の下にあり、憲法に適合的に解釈すべきことは当然であって、裁判所においては、この点を十分考慮して判断すべきである。

以 上